

個人情報ファイル簿

ID 50

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル		
行政機関等の名称	太宰府市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課市民税係		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税に利用するため。 当該個人情報ファイルを利用する行政事務（利用目的）がある場合は別紙（1）のとおり		
記録項目	☒1個人番号 ☒2氏名 ☒3ふりがな ☒4住所 ☒5生年月日・年齢 ☐6性別 ☐7国籍・本籍 ☐8世帯主・続柄 ☐9親族関係 ☐10婚姻歴 ☐11健康状態 ☐12傷病歴 ☒13障害 ☐14身体・性格の特徴 ☐15学業・学歴 ☐16職業・職歴 ☐17資格 ☐18賞罰 ☐19地位 ☐20加入団体 ☐21主張 ☐22成績・評価 ☐23家庭状況 ☒24居住状況 ☐25趣味・嗜好 ☒26電話番号 ☐27FAX番号 ☐28印影 ☐29Eメールアドレス ☐30収入状況 ☐31資産状況 ☒32税状況 ☐33公的支援状 ☐34口座番号 ☐35思想・信条 ☐36宗教 ☐37人種・民族 ☐38犯罪歴 ☐39社会的差別の原因となるおそれのある事項 ☒40その他（有の場合は別紙記載(2)のとおり）		
記録範囲	別紙記載(3)のとおり		
記録情報の収集方法	収集方法 ☒ 本人 ☒ 本人以外(本人以外有の場合、詳細は別紙記載(4)のとおり)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない		
記録情報の経常的提供先	有の場合は別紙記載(5)のとおり		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部文書情報課 (所在地) 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号		
訂正および利用停止に関する他の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備考			

個人情報ファイル簿

ID 50

(1) 当該個人情報ファイルを利用する行政事務（利用目的）

個人情報ファイルの名称と利用目的

個人情報ファイルの名称	個人情報ファイルの利用目的
62 市税等徴収・滞納整理ファイル	市税等の収納情報を把握することにより，市税等の滞納者や過誤納納税者等に所用の措置を行うため。
224 生活保護及び生活に困窮する外国人に関する生活保護の措置に関するファイル	生活保護費の支給に関する事務を行うため。

(2) 記録項目その他の具体的項目

- ・車台番号
- ・総排気量
- ・その他軽自動車情報
- ・標識番号
- ・車名

(3) 記録範囲

- ・軽自動車税の納税義務者

(4) 本人以外の収集方法（有の場合のみ記載）

機関等の名称

- ・他の地方自治体等
- ・九州運輸局
- ・国
- ・軽自動車検査協会
- ・全国軽自動車協会連合会

(5) 記録情報の経常的提供先（有の場合のみ記載）

①外部委託による経常的提供

- ・（株）九州日立システムズ

②外部委託以外の経常的提供

- ・地方公共団体情報提供システム機構
- ・他の地方自治体等
- ・軽自動車検査協会